介護サービス事業者自主点検表(平成 27 年６月版)

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課

TEL　049(224)6237　　e-mail: shidokansa@city.kawagoe.saitama.jp

自主点検表の作成について

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等実地指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

（1）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（2）　複数の職員で検討のうえ点検してください。

（3）　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（4）　「いる・いない」等の判定については、該当する項目に✔をするか、〇で囲ってください。

（5）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（6）　介護予防福祉用具貸与の指定を受けている事業所は、第２も点検してください。

（7）　人員、設備及び運営に関する基準については、「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」、「川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」で定められていますが、自主点検表においては厚生労働省令の該当箇所を根拠法令に記載しております。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略　称	名称
法	介護保険法（平成９年法律第 123 号）
施行令	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 37 号）
平 18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年３月 14 日厚生労働省令第 35 号）
平 11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成 11 年９月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月９日法律第 124 号）
平 12 厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年２月 10 日厚生省告示第 19 号）
平 12 老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平 18 厚労告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）
平成 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年３月23日厚生労働省告示第94号）

介護保険サービス事業者自主点検表【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】　目次

第１　福祉用具貸与（基本方針、人員・設備・運営に関する基準）　・・・・・・　１
第２　介護予防福祉用具貸与（基本方針、人員・設備・運営に関する基準）　・・・・・・２２
第３　変更の届出等　・・・・・・２７
第４　介護給付費の算定及び取扱い　・・・・・・２８
第５　その他　・・・・・・３１

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第１－１　基本方針（福祉用具貸与）			
基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。 ※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年３月 31日 厚生労働省告示第 93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成 12 年１月 31 日 老企第 34 号)において定められた種目となります。 (1)　車いす（平成 27 年４月１日以降、対象内容に変更があります） 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。 (2)　車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。 (3)　特殊寝台 サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ①　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②　床板の高さが無段階に調整できる機能 (4)　特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。 (5)　床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 ①　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②　水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット (6)　体位変換器 空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。 (7)　手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。 (8)　スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 (9)　歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであっ	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 193 条 準用（平 11 老企 25 第２の２の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	て、次のいずれかに該当するものに限る。 ① 車両を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ② 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの (10) 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 (11) 認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。） (13) 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。） ※ ２つ以上の機能を有する福祉用具に福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱います。ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第１－２　人員に関する基準（福祉用具貸与）			
用語の定義	※　「常勤」 当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 23 条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、１の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。		準用（平 11 老企 25 第２の２の(3) 準用（平 11 老企 25 第２の２の(4)）
	※　「専らその職務に従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		準用（平 11 老企 25 第２の２の(1)）
	※　「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。なお、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者であっても、常勤換算方法による計算は従前どおりです（例：30 時間勤務の場合は常勤換算１にはなりません）。		準用（平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A 問２）
１　従業者	事業者ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置されていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 194 条第１項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当する者とします。 ①　保健師 ②　看護師 ③　准看護師 ④　理学療法士 ⑤　作業療法士 ⑥　社会福祉士 ⑦　介護福祉士 ⑧　義肢装具士 ⑨　介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修を修了した者 ⑩　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者		施行令第４条
	※　⑨の「介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修」とは、介護職員初任者研修課程をいいます。なお既に介護職員基礎研修課程、１・２級課程修了者は、修了した者とみなされます。		施行規則第 22条の 23
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業者が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売､特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。		平 11 老企 25 第３の 11 の１の(1)の③
2　管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※　ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①　当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 195 条 平 11 老企 25 第３の 11 の１の(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第１－３　設備に関する基準（福祉用具貸与）			
設備及び備品等	(1)　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※　必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしてください。 ※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。 ※　ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために、必要な設備又は器材を有しないことができます。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 196 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2 平 11 厚令 37 第 196 条第 1 項
	(2)（1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっていますか。 ①　福祉用具の保管のために必要な設備 ア　清潔であること。 イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ②　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ※　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。		平 11 厚令 37 第 196 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 2(3)
第１－４　運営に関する基準（福祉用具貸与）			
1　内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 8 条第 1 項)

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ①　運営規程の概要 ②　福祉用具専門相談員の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制　等 ※　同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(1)）
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 9 条) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(2)）
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 10 条)
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 11 条第 1 項)
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 11 条第 2 項)
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 12 条第 1 項)

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 12 条第 2 項
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 13 条)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第14条第1項)
	(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第14条第2項)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 15 条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 16 条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 17 条)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※　利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(7)）
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※　証書には、当該福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該相談員の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 18 条) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(8)）
12 サービスの提供の記録	(1)　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ①　福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日 ②　種目及び品名 ③　保険給付の額 ④　その他必要な事項	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 19 条第 1 項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(9)の①）
	(2)　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は完結の日から２年間保存しなければなりません。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 19 条第 2 項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(9)の②）

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
13利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割又は２割（法の規定により保険給付の率が９割又は８割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 197 条第 1 項 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(10)の①）
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 ※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 197 条第 2 項 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(10)の②）
	(3) （１）、（２）の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において福祉用具貸与を行う場合のそれに要する費用 ② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 197 条第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(1)の③
	(4) （３）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 197 条第 4 項
	(5) あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 197 条第 5

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。		項
	(6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	□いる □いない	法第 41 条第 8 項
14保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 21 条)
15指定福祉用具貸与の基本取扱方針	(1) 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 198 条第 1 項
	(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 198 条第 2 項
	(3) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 198 条第 3 項
16指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条第 1 号
	(2) サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条第 2 号
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条第 3 号

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。 ※　特に、階段用移動リフトについては、福祉専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、利用者家族等による適切な使用のため、十分な説明をするとともに、実際に使用させながら指導を行うこと等、責任をもってサービス提供を行ってください（「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について(平成２１年４月１０日老振発第 0410001 号老健局振興課長）)。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の②
	(4)　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 ※　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条第 4 号 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の①、③
	(5)　居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条第 5 号 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の④
17福祉用具貸与計画の作成	(1)　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 1 項

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の⑤のイ、ロ
	(2)　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※　福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の⑤のハ
	(3)　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 3 項
	(4)　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付していますか。 ※　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、福祉用具貸与計画は、完結の日から２年間保存しなければなりません。 ※　居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めてください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 4 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(3)の⑤のニ、ホ
	(5)　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 5 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(6)　福祉用具専門相談員は、(１)から(４)までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 199 条の 2 第 6 項
18利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 26 条)
19管理者の責務	(1)　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 52 条第 1 項)
	(2)　管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第 13 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 52 条第 2 項)
20運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　その他運営に関する重要事項 ※　④の「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（１割負担又は２割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。 ※　⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 200 条 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(4)の① 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(17)の③) 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(4)の②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　⑥の「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。		
21 勤務体制の確保等	(1)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 101 条第 1 項) 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(8)の②のイ
	(2)　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。) ※　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければなりませんが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 　なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第 203 条第 3 項の規定に留意してください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 101 条第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(8)の②のロ
22 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	(1)　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※　福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 201 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(5)の①
	(2)　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、サービスの目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。		平 11 厚令 37 第 201 条第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められているため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものです。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(5)の②
23福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 202 条
24衛生管理等	(1)　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 203 条第 1 項
	(2)　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 ※　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 203 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(6)の①
	(3)　(２)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者（以下「受託者等という。」に行わせる場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 203 条第 3 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ①　当該委託等の範囲 ②　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該事業者が定期的に確認する旨 ④　当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤　当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所用の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 ⑥　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ※　当該福祉用具貸与事業者は、③及び⑤の確認の結果の記録を作成しなければなりません。 なお、当該記録は２年間保存しなければなりません。 ※　④の指示は、文書により行わなければなりません。		平 11 老企 25 第 3 の 11 の 3 の(6)の②～⑤
	(4)　(３)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 203 条第 4 項
	(5)　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 203 条第 5 項
25掲示及び目録の備え付け	(1)　事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与事業所の従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 204 条第 1 項
	(2)　利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 204 条第 2 項

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
26秘密保持等	(1)　従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第33条第1項)
	(2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第33条第2項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(21)の②）
	(3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第33条第3項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(21)の③）
	(4)　「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 ①　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと ②　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと ⑤　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること	□いる □いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 　医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。 ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
27広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 34 条)
28居宅介護支援業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 35 条)
29苦情処理	(1)　サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ①　苦情を受け付けるための窓口を設置する ②　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第36条第1項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(23)の①）
	(2)　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第36条第2項)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(23)の②）
	(3)　市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 36 条第 3 項)
	(4)　市町村からの求めがあった場合には、(3）の改善の内容を市町村に報告していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 36 条第 4 項)
	(5)　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 36 条第 5 項)
	(6)　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 36 条第 6 項)
30 地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 36 条の 2) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(24)）
31 事故発生時の対応	(1)　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第 37 条第 1 項)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の①）
	(2)　(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければなりません。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第37条第2項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)）
	(3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	□いる □いない	平 11 厚令 37 第 205 条(準用第37条第3項) 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の②）
	(4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□いる □いない	準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)の③）
	(5)　介護ベッドに係わる事故の危険性及び対応策について、ベッドの貸与もしくはモニタリングの際に利用者に説明していますか。 ※　介護ベッドに設置した手すり（サイドレール）と手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新ＪＩＳ製品かどうか確認してください。 新ＪＩＳ製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。 ・すき間を埋める対応品を使用する。 ・クッション材や毛布などですき間を埋める。 ・サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う。 ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。　等	□いる □いない	平成 24 年 11 月 2 日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健局振興課ほか緊急依頼 平成 24 年 11 月 2 日消費者庁報道発表資料

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
32高齢者虐待の防止	(1)　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ※　「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ①　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	□いる □いない	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	(2)　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	□いる □いない	高齢者虐待防止法第20条
33会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ①　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） ②　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）	□いる □いない	平11厚令37第205条(準用第38条) 準用（平11老企25第3の1の3の(26)）
34記録の整備	(1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□いる □いない	平11厚令37第204条の2第1項
	(2)　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 ①　福祉用具貸与計画 ②　基準第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　基準第203条第4項に規定する結果等の記録 ④　基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤　基準第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥　基準第37条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	□いる □いない	平11厚令37第204条の2第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第２－１　基本方針（介護予防福祉用具貸与）			
基本方針	介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第265条
第２－２　人員に関する基準（介護予防福祉用具貸与）			
人員基準	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平18厚労令35第266条第2項
第２－３　設備に関する基準（介護予防福祉用具貸与）			
設備基準	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平18厚労令35第268条第3項
第２－４　運営に関する基準（介護予防福祉用具貸与）			
１　介護予防サービス費の支給を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第８３条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第276条(準用第15条)
２　介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	(1)　介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	□いる □いない	平18厚労令35第277条第1項 平11老企25第4の3の11の(1)の①

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2)　提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第277条第2項
	(3)　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。	□いる □いない	平18厚労令35第277条第3項
	(4)　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	□いる □いない	平18厚労令35第277条第4項 平11老企25第4の3の11の(1)の②
3　介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1)　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第1号
	(2)　サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第2号
	(3)　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第3号
	(4)　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第4号

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(5)　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第5号 平11老企25第4の3の11の(2)の②
	(6)　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	□いる □いない	平18厚労令35第278条第6号 平11老企25第4の3の11の(2)の③
4　介護予防福祉用具計画の作成	(1)　福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。 ※　特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成してください。 ※　介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第1項 平11老企25第4の3の11の(3)の①

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2)　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第2項 平11老企25第4の3の11の(3)の②
	(3)　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第3項
	(4)　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければなりません。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、完結の日から２年間保存しなければなりません。 ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めてください。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第4項 平11老企25第4の3の11の(3)の③、⑤
	(5)　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第5項
	(6)　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第6項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　事業者は、介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告が義務づけられるとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画終了期間後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）が義務づけられています。 　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。		平11老企25第4の3の11の(3)の④
	(7)　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。 ※　事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第7項 平11老企25第4の3の11の(3)の④
	(8)　福祉用具専門相談員は、(１)から(４)までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	□いる □いない	平18厚労令35第278条の2第8項
5　その他運営基準	その他運営基準は、福祉用具貸与事業の運営基準と同様です。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第３　変更の届出等			
変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③　申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該福祉用具貸与の指定に係る事業に関するものに限る。） ④　事業所の平面図及び設備の概要 ⑤　事業所の管理者の氏名,生年月日,住所及び経歴 ⑥　福祉用具の保管及び消毒の方法（他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） ⑦　運営規程 ⑧　当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑨　役員の氏名、生年月日及び住所 ※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	□いる □いない	法第 75 条第 1 項 法第 75 条第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第４　介護給付費の算定及び取扱い			
１ 福祉用具貸与費の算定	福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具算定与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定していますか。 ※　搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 11 の注 1
２ 中山間地域等居住者加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 ※　厚生労働大臣が定める地域 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成 21 年３月 13 日厚生労働省告示第 83 号）の第２を参照ください。 ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 2 の注 3 平 12 老企 36 第 2 の 9 の(1) の⑤
３ 要介護１の者等に係る福祉用具貸与費	(1)　要介護状態区分が要介護１である者に対して、使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合、福祉用具貸与費を算定していませんか。 ※　対象外種目 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 2 の注 4
	(2)　要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 2 の注 4

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第 31 号のイ）で定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護１の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護１、要介護２及び要介護３の者をいう。以下において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとします。 ①　原則として認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。 ②　ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ③　①にかかわらず、次のア～ウまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 ア　疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF） イ　疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化） ウ　疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） 注　括弧内の状態は、あくまでもア～ウの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ア～ウの状態であると判断される場合もありうる。		平 12 老企 36 第 2 の 9 の(2) 平成 27 厚労告 94 第 31 号

自主点検表【福祉用具貸与】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　基本調査結果による判断については、次に定める方法によります。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。 ①　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 ②　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。		
4　福祉用具貸与のサービス種類相互の算定関係	特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費、（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）もしくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 11 の注 5
5　介護予防福祉用具貸与費の算定	介護予防福祉用具貸与費の算定については、前述「第４　介護給付費の算定及び取扱い」の１～３を参照してください。		平 18 厚労告 127 別表 11
6　介護予防福祉用具貸与のサービス種類相互の算定関係	介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期認知症対応型利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。	□いる □いない	平 18 厚労告 127 別表 11 の注 5

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第５　その他			
1　介護サービス情報の公表	指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※　新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象となります。	□いる □いない	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則第 140 条の 43、44、45
2　業務管理体制の整備	(1)　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 （届出先） ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局に所在する事業者 ・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③　すべての指定事業所が１の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事 ④　すべての指定事業所が１の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ⑤　地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ※事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。	□いる □いない	法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※　事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア　事業所数20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ　事業所数20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ　事業所数100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要		施行規則第140条の39、40
	(2)　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	□いる □いない	
	(3)　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※　行っている具体的な取組（例）の①から⑤を○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。 ①　介護報酬の請求等のチェックを実施 ②　内部通報、事故報告に対応している ③　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④　法令遵守規程を整備している ⑤　その他（　　）	□いる □いない	
	(4)　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	□いる □いない	